

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年1月20日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、平成27年1月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「1 平成17年3月22日付け警察庁丙交指発第14号、警察庁丙交企発第54号、警察庁丙交規発第29号『道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について』（以下『警察庁文書1』という。）を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類（起案書、発送簿等）。

2 平成18年6月19日付け警察庁丙総発第27号、警察庁丙交企発第83号、警察庁丙交指発第26号『モデル審査基準等の改定について（通知）』（以下『警察庁文書2』という。）を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類（起案書、発送簿等）。

3 平成18年4月28日付け警察庁交通局交通指導課理事官、警察庁情報通信局情報管理課理事官からの事務連絡で『改正道路交通法施行前の放置関係使用制限命令事実の報告について』（以下『警察庁文書3』という。）を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び警察庁への回答を行うための手続書類（起案書、発送簿等）。

【注記】

この事務連絡では『運転禁止期間の開始の日が平成17年6月2日から平成18年5月31日までの放置関係使用制限命令について、平成18年6月5日(月)までに、警察庁に報告すること。』と記載されている。

4 平成17年9月2日付け警察庁丁交指発第148号、警察庁丁交企発第202号『新制度における放置車両確認標章の作成・取付け要領等について』(以下『警察庁文書4』という。)を受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類(起案書、発送簿等)。」

(2) 実施機関は、本件開示請求のうち次のア及びイは作成されていない又は保存年限を経過したことにより廃棄済みであり現在保有していないとして、ウからカまでは作成しておらず保有していないとして、平成27年1月20日付けで公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

ア 本件開示請求の1の「内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類」のうち「起案書」

イ 本件開示請求の3の「警察庁への回答を行うための手続書類」のうち「起案書」

ウ 本件開示請求の1の「警察庁文書1を受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)」及び「内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類」のうち「発送簿」

エ 本件開示請求の2の「警察庁文書2を受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類(起案書、発送簿等)」

オ 本件開示請求の3の「警察庁への回答を行うための手続書類」のうち「発送簿」

カ 本件開示請求の4の「警察庁文書4を受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)」

(3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成27年2月18日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成27年4月15日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年6月18日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年7月17日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年10月23日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

文書処理に一貫性がなく、不開示決定の理由がバラバラで理解ができないので、本件審査請求を行う。

#### (2) 審査請求の理由

不開示決定通知書の開示しない理由に、「作成されていない又は保存年限経過により廃棄済み」等と何を根拠に記載ができたのか。

開示しない理由の「作成されていない又は保存年限経過により廃棄済み」と「作成されていない」との違いについて何ら説明がないので説明していただきたい。

このような公文書不開示決定通知書は、埼玉県警察文書管理規程（平成14年警察本部訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）や条例に違反しないものなのか。

### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 原処分について

実施機関は、本件対象文書について開示請求日現在において保有していなかったため、原処分を行ったものである。

#### (2) 対象文書の検索について

- ア 文書受付簿は、文書管理規程の別記様式第1号において定められているものであり、「日付」、「番号」、「件名」、「発信官署又は発信人住所氏名」、「保存期間」及び「備考」が項目とされている。なお、文書管理規程第16条により、文書受付簿は、磁気ディスクをもって調製できるとされている。
- イ ファイル基準表は、文書管理規程の別記様式第12号において定められているものであり、「第1ガイド」、「第2ガイド」、「個別フォルダー」、「内容・取扱説明」、「保存期間」、「保存満期」等が項目とされている。なお、文書管理規程第36条第5項により、ファイル基準表は、磁気ディスクをもって調製できるとされている。
- ウ 本件開示請求を受けて、実施機関は文書の名称から総合文書管理システムにより文書受付簿及びファイル基準表のデータを検索したところ、情報管理課企画係の文書受付簿に警察庁文書3の件名を確認できたが、その他に本件開示請求の対象となる文書は確認できなかったものである。

(3) 不開示理由について

- ア 本件開示請求の1の「内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類」のうち「起案書」及び本件開示請求の3の「警察庁への回答を行うための手続書類」のうち「起案書」については、いずれも開示請求時点において保有していないものであるが、その理由については、保存年限を経過したことにより廃棄された可能性があるものの、もともと作成されていない可能性も否定できないことから、「作成されていない又は保存年限経過により廃棄済みであり、現在保有していないため。」と記載したものである。
- イ そのほかの文書については、いずれも開示請求時点において保有していないものであるが、その理由については、もともと作成されておらず廃棄された可能性は認められなかったことから、「作成しておらず、保有していないため。」と記載したものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分について

本件開示請求は、警察庁文書1から4までを受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）、警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書4について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類（起案書、発送簿等）及び警察庁文書3について警察庁への回答を行うための手続書類（起案書、発送簿等）の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書4を受け付けた文書受付簿並びに警察庁文書1から3までに基づき作成された起案書及び文書発送簿は不存在であるとして、本件処分を行った。

そこで、当審査会は、文書受付簿、起案書及び文書発送簿ごとに本件処分の妥当性について検討する。

### (2) 埼玉県警察における文書管理について

#### ア 文書管理について

条例第30条は、公文書の管理が公文書の開示を実質的に担保するものであることから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしている。埼玉県警察においては、文書管理規程に基づき文書管理が行われている。

文書管理規程第36条第1項では「所属で保有する文書等は、事務の性質、内容等に応じて系統的に分類するものとする。」として文書等の分類を規定し、同条第2項では「文書等は、暦年ごとに整理しなければならない。ただし、会計年度ごとに整理することが適当なものは、会計年度ごとに行うものとする。」として文書等の整理を規定している。そして、同条第4項では「前3項に規定する文

書等の分類及び整理に基づき、ファイル基準表（別記様式第12号）を作成するものとする。」として分類及び整理した文書等をファイル基準表で管理することを規定している。なお、ファイル基準表には、第1ガイド（大分類）、第2ガイド（中分類）、個別フォルダー（小分類）、保存期間等の欄があり、文書等は個別フォルダーに収納されるが、個別フォルダーに収納される文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。

#### イ 文書の受付について

埼玉県警察における文書等の受付については、文書管理規程第11条第1項において「文書等は、第8条第3項の規定による文書等（第15条の規定により受信した電子文書を除く。）の收受、前2条の規定による文書等の配布又は次条第1号の規定による回付を受けた時に受け付けたものとする。ただし、次条の定めるところにより文書等を回付し、又は返付した場合は、この限りでない。」と規定している。

同条第2項においては「前項の規定により受け付けた文書等が埼玉県警察以外の官公署、団体等（以下『部外』という。）から送達されたもの（以下『部外受理文書等』という。）であるときは、その内容が軽易又は定型的なものを除き、次の各号に定める要領により処理するものとする。」として受付処理の要領を定め、同項第1号において「部外受理文書等には、暦年ごとに第1号から始まる一連の受付番号（以下『受付番号』という。）を付し、文書受付簿（別記様式第1号）に記載する。」として、文書受付簿について規定している。

そして、文書管理規程第16条では、「文書受付簿及び親展文書受付簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。」と規定しており、文書受付簿は総合文書管理システムにおいてのみ作成、管理されている。

#### ウ 文書発送簿について

文書管理規程第30条第2項は、「警察の施行文書の文書記号及び文書番号の形式並びに備付台帳及びその保管者は、警察の施行文書の文書記号及び文書番号の形式等（別表第2）のとおりとする。」として、文書等の種類ごとに文書番号の形式、備付台帳及び台帳の保管者を規定している。

そして、文書発送簿は、別表第2において、文書等の種類が「通達、示達、警察往復文書及びその他の文書」である場合に備え付けることが定められている台帳である。

また、文書管理規程第30条第3項では、「前条第2項、前項、次条第1項及び第30条の3第1項に規定する備付台帳は、磁気ディスクをもって調製するものとする。」と規定しており、文書発送簿は総合文書管理システムにおいてのみ作成、管理されている。

(3) 文書受付簿に係る本件処分の妥当性について

警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書4については、いずれの文書も警察庁から送達された文書であることから「部外受理文書」とであると認められる。また、その内容は道路交通法の改正に伴う通知等であり、警察庁文書1は改正の趣旨、内容及び留意事項について、警察庁文書2は行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準のモデルについて、そして警察庁文書4は放置車両確認標章の作成・取付け要領等について記載されていることから、簡易又は定型的なものとは認められない。よって、警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書4を受け付けた事実については、文書受付簿に記載されていなければならないものと認められる。

諮問庁は、本件開示請求を受けて、警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書4の名称から総合文書管理システムにより文書受付簿のデータを検索したところ、本件開示請求の対象となる文書は確認できなかったと説明しており、この説明を覆すに足る事情は認められない。

総合文書管理システムに、警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書4を受け

付けた登録がされていなかったことは、公文書の管理上、適切ではなかったと言わざるを得ない。

しかし、文書受付簿が作成された事実が認められない以上、不存在を理由として実施機関が行った文書受付簿に係る本件処分はやむを得ないものである。

(4) 起案書に係る本件処分の妥当性について

ア 警察庁文書1について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち起案書

警察庁文書1は、道路交通法の改正に伴い警察庁から発出された文書である。

諮問庁は、警察庁文書1の名称から総合文書管理システムによりファイル基準表のデータを検索したが本件開示請求の対象となる文書は確認できなかったと説明している。

そこで、当審査会は、警察庁文書1が発出された平成16年度の駐車対策課のファイル基準表を確認したところ、警察庁文書1に基づき作成された文書が保存されていると思料される個別フォルダーは存在しなかった。

そうであるとする、分類及び整理した文書等はファイル基準表で管理することが規定されており個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっていることから、ファイル基準表において警察庁文書1に基づき作成された起案書が保存されていたと思料される個別フォルダーの記載がない以上、ファイル基準表からは文書の存否を確認することはできない。

また、当審査会は、諮問庁に対して現存する文書の現物確認の結果について聴取したところ、警察庁文書1に基づき作成された起案書の存在は確認できなかったとのことである。

ファイル基準表の確認においても現存する文書の現物確認においても警察庁文書1に基づき作成された起案書の存在が確認できない以上、当審査会としても、警察庁文書1に基づき作成された起案書の存在を確認することはできない。

よって、警察庁文書1に基づき作成された起案書は作成されていなかったのか

保存年限を経過したことにより廃棄済みであるのか不明であるが、不存在という事実には変わりはないことから、実施機関が行った不開示決定は結論において妥当である。

イ 警察庁文書 2 について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち起案書

諮問庁に確認したところ、警察庁文書 2 は、駐車対策課駐車対策第二係の平成 18 年（度）ファイル基準表に記載された個別フォルダー「警察庁・管区からの通知」に保存されている文書とのことであった。

そこで、当審査会の事務局職員に当該個別フォルダーの現物確認をさせたところ、警察庁文書 2 に基づき作成された文書が保存されていないことが確認できた。

そして、駐車対策課駐車対策第二係の平成 18 年（度）ファイル基準表を確認したが、当該個別フォルダーのほかに警察庁文書 2 に基づき作成された起案書が保存されていると思われる個別フォルダーを確認できなかった。

以上のことから、警察庁文書 2 に基づき作成された起案書の存在を確認することはできなかった。

よって、警察庁文書 2 に基づき作成された起案書は作成されていなかったのか保存年限を経過したことにより廃棄済みであるのか不明であるが、不存在という事実には変わりはないことから、実施機関が行った不開示決定は結論において妥当である。

ウ 警察庁文書 3 について警察庁への回答を行うための手続書類のうち起案書

諮問庁に確認したところ、警察庁文書 3 は、駐車対策課駐車対策第二係の平成 18 年（度）ファイル基準表に記載された個別フォルダー「本庁調査・回答」に保存されている文書とのことであった。

そこで、当審査会の事務局職員に当該個別フォルダーの現物確認をさせたところ、警察庁文書 3 に基づき作成された文書が保存されていないことが確認でき

た。

そして、駐車対策課駐車対策第二係の平成18年(度)ファイル基準表を確認したが、当該個別フォルダーのほか警察庁文書2に基づき作成された起案書が保存されていると思われる個別フォルダーは確認できなかった。

以上のことから、警察庁文書3に基づき作成された起案書の存在を確認することはできなかった。

よって、警察庁文書3に基づき作成された起案書は作成されていなかったのか保存年限を経過したことにより廃棄済みであるのか不明であるが、不存在という事実が変わりはないことから、実施機関が行った不開示決定は結論において妥当である。

(5) 文書発送簿に係る本件処分の妥当性について

諮問庁は、総合文書管理システムにおいて、警察庁文書1から4までの名称で検索したところ、警察庁文書1、警察庁文書2及び警察庁文書3に基づき作成された文書発送簿は確認できなかったと説明しており、その説明を覆すに足る事情は認められない。

埼玉県警察においては、作成又は取得した文書等は総合文書管理システムで電磁的に管理されていることから、総合文書管理システムで文書発送簿のデータが確認できない以上、文書発送簿は作成されなかったものと認められる。よって、不存在を理由に実施機関が行った文書発送簿に係る本件処分は妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 4月15日	諮問を受ける(諮問第279号)
平成27年 4月15日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 6月18日	審査請求人から意見書を受理
平成27年 7月17日	諮問庁から意見聴取及び審議(第二部会第109回審査会)
平成27年 9月 4日	審議(第二部会第110回審査会)
平成27年10月23日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議(第二部会第111回審査会)
平成27年12月25日	審議(第二部会第112回審査会)
平成28年 1月22日	審議(第二部会第113回審査会)
平成28年 2月19日	答申